

各所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部長
(公印省略)

地方公務員等共済組合法施行規程等の一部改正に伴う事務手続の変更について（通知）

令和5年9月29日に「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」が公布、施行され、組合員等の資格取得時には、個人番号の提出が必須となりました。それに伴い公立学校共済組合埼玉支部の事務手続を下記のとおり変更します。

つきましては、改正内容、事務手続について、職員への周知をお願いいたします。

記

1 改正内容について

(1) 組合員資格取得届の記載事項の変更

組合員・被扶養者の資格取得時に、個人番号の提出が必須となります。これは、地方公務員等共済組合法施行規程第93条第1項の改正により、「組合が地方公共団体情報システム機構から個人番号の提供を受けることができるときは個人番号を当該組合員資格取得届に記載することを要しない」とするただし書きが削除されたためです。（被扶養者については、地方公務員等共済組合法施行規程第94条第1項、第2項）

改正前	改正後
・地方公共団体情報システム機構から個人番号の提供を受けられない場合のみ提出	・組合員等資格を取得する際に全員提出

2 事務手続について

(1) 個人番号に関する添付書類の追加

組合員、被扶養者ともに資格取得申請時※に必ず個人番号が記載された書類（マイナンバーカードの写し等）を個人番号（マイナンバー）申告書（別紙様式）に貼り付けて提出してください。この提出をもって資格取得届等に記載があったものとして取り扱います。

※過去に公立学校共済組合に個人番号を提出済みであっても資格取得申請時には必要になります。

組合員は、新採用、他共済転入、他支部転入、再就職の場合に必要です。

被扶養者は、新規認定、再認定の場合に必要です。

詳しくは、公立学校共済組合埼玉支部のホームページを御確認ください。（3-（2）参照）

(2) 提出方法

送付方法については、漏洩、紛失等の事故を防止するため、できるだけ簡易書留など追跡可能な方法で提出してください。なお、それ以外の方法の場合における紛失・未着などの事故の責任は一切負いかねますので、予め御了承ください。

3 その他

(1) 事務手続変更日

今回の改正に基づく事務手続の変更日は、令和6年1月1日です。事実発生日が、令和6年1月1日以降の資格取得では、個人番号（マイナンバー）申告書（別紙様式）を提出してください。

(2) ホームページの更新

組合員資格取得等手続提出一覧表、個人番号（マイナンバー）申告書（別紙様式）は公立学校共済組合埼玉支部のホームページに掲載しています。

公立学校共済組合埼玉支部ホームページ（諸届用紙【ダウンロード】）

<https://www.kouritu.or.jp/saitama/about/yousiki/index.html>

(3) 個人番号の取扱い等

各自治体・事業主が定める個人番号関係事務の要綱等に基づき適切にお取り扱いください。

(4) 個人番号の利用目的

公立学校共済組合の各事務における個人番号の利用目的は、福利のしおり（P. 179）を御確認ください。

(5) 個人番号（マイナンバー）申告書の保管・廃棄

提出された個人番号（マイナンバー）申告書は、キャビネットに施錠保管し、個人番号の登録・確認事務完了後に廃棄します。

担当：資格管理担当

電話：048-830-6694

組合員、被扶養者ともに資格取得申請時に必ず提出が必要です。
個人番号の記載された書類のため、適切にお取り扱いください。

所属所名					
所属所コード					
組合員氏名					
職員番号					

(ゴム印を使用してください)

個人番号（マイナンバー） 申告書

この申告書は、公立学校共済組合埼玉支部の資格を取得する組合員・被扶養者が、地方公務員等共済組合法施行規程第93条第1項、第94条第1項、第2項に基づき、個人番号（マイナンバー）を申告いただく様式です。

マイナンバーカード（個人番号カード）の番号記載面の写しを下記に貼り付けてください。
1枚の申告書に貼り付けられるマイナンバーカードの写しは4名までです。該当者が5名以上の場合は、申告書を2枚使用してください。
なお、マイナンバーの記載された住民票の写しを提出される場合は、この申告書にホチキス止めして提出してください。

貼り付け

貼り付け

貼り付け

貼り付け

提出の理由をチェックしてください。
また、紛失防止のため、貼り付けたマイナンバーカードの写し、または、ホチキス止めた住民票の写しの枚数を記載してください。

提出理由
☐ 新規資格取得・被扶養者認定
☐ 個人番号の修正

提出枚数
枚

内閣府
○総務省
文部科学省
令第四号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄
総務大臣 鈴木 淳司
文部科学大臣 盛山 正仁

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

総理府
自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（組合員証等） 第九十三条 組合員の資格を取得した者（法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）であつた者で短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつた者を含む。）は、次に掲げる事項を記載した組合員資格取得届書を所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。ただし、組合員となつた者が、法第七十四条第二項各号のいずれかに該当するときは第一号に規定する基礎年金番号を当該組合員資格取得届書に記載することを要しないものとする。	（組合員証等） 第九十三条 組合員の資格を取得した者（法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）であつた者で短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつた者を含む。）は、次に掲げる事項を記載した組合員資格取得届書を所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。ただし、組合が地方公共団体情報システム機構から個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは第一号に規定する個人番号を、組合員となつた者が、法第七十四条第二項各号のいずれかに該当するときは第一号に規定する基礎年金番号を、それぞれ当該組合員資格取得届書に記載することを要しないものとする。
一 組合員の氏名、生年月日、性別、住所、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）及び基礎年金番号 〔二〕四 略 〔2〕略 （被扶養者の申告） 第九十四条 〔略〕 2 前項の規定によつて被扶養者申告書に記載することとされた事項のうち、個人番号については、被扶養者がその要件を欠くに至つたときは、当該被扶養者申告書に記載することを要しないものとする。 （高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請） 第百条の三 厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（第三号厚生年金被保険者に係るものに限る。次条から第百条の六までにおいて同じ。）の資格取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。 〔一〕略	一 組合員の氏名、生年月日、性別、住所、個人番号及び基礎年金番号 〔二〕四 同上 〔2〕同上 （被扶養者の申告） 第九十四条 〔同上〕 2 前項の規定によつて被扶養者申告書に記載することとされた事項のうち、個人番号については、被扶養者がその要件を欠くに至つたとき又は組合が地方公共団体情報システム機構から個人番号の提供を受けることができるときは、当該被扶養者申告書に記載することを要しないものとする。 （高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請） 第百条の三 〔同上〕 〔一〕同上

一の二 個人番号及び基礎年金番号
〔一・三 略〕
〔2 略〕

第百二十条 (厚生年金保険給付の請求等)

この節に規定するもののほか、厚生年金保険給付（組合（指定都市職員共済組合等）にあつては、市町村連合会。以下この条、次条第一項、第百二十三条、第百二十五条第三号及び第百二十七条において同じ。）が支給するものに限る。以下この款において同じ。）又は厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金（組合が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第三章第一節（第三十条第一項第三号口、第六号、第七号及び第十一号口、第二項第四号の三並びに第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第三号から第五号まで、第三十六号、第四十一条第五項及び第六項並びに第四十二条第一項第六号口及び第三項第四号を除く。）、第二節（第四十四条第一項第九号口及び第四項、第四十八号の二、第五十二条、第五十七号第五項並びに第五十八号第一項第六号口及び第三項第四号を除く。）、第三節（第六十条第一項第三号口及び第十四号口、第三項第十一号並びに第五項、第六十条の二第一項第三号口、第六十九号、第七十条の二、第七十二条第一項第三号口、第七十四条第五項並びに第七十五条第三項第四号を除く。）及び第三節の二、第三章の二（第七十八号の十を除く。）並びに第三章の三（第七十八号の十八を除く。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第三号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、地方公務員等共済組合法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十条第一項第二号	又は	及び
第三十条第一項第三号	被保険者（第五号から第七号までにおいて同じ。）	法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の法による被保険者及び以下同じ。）
〔略〕	〔略〕	〔略〕
第三十条の二、第一項	老齢厚生年金及び平成六年改正法附則第三十一条第一項に規定する改正前の老齢厚生年金（	老齢厚生年金（

一の二 個人番号又は基礎年金番号
〔一・三 同上〕
〔2 同上〕

第百二十条 (厚生年金保険給付の請求等)

第三十条第一項第三号	被保険者（第五号から第七号までにおいて同じ。）	法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の法による被保険者及び以下同じ。）
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第三十条の二、第一項	老齢厚生年金及び平成六年改正法附則第三十一条第一項に規定する改正前の老齢厚生年金（	老齢厚生年金（

第三十条の二、 第一項第一号 の二	又は	及び
第三十条の二、 第二項第一号 の二	又は	及び
〔略〕	〔略〕	〔略〕
第四十二条第 一項第六号	イ及びロ	イ
第四十四条第 一項第二号	又は	及び
〔略〕	〔略〕	〔略〕
第五十八条第 一項第六号	イ及びロ	イ
第六十条第一 項第一号の二	又は	及び
〔略〕	〔略〕	〔略〕

（退職年金の決定の請求）

第二百二十八条

退職年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者（法第九十二条又は第九十三条に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号

〔二〇十一 略〕

〔二〇四 略〕

（整理退職の場合の一時金の決定の請求）

第二百二十九条

法第九十二条第一項に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号

〔二〇六 略〕

〔二〇三 略〕

（遺族に対する一時金の決定の請求）

第二百三十条

法第九十三条第一項に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

〔二〇五 略〕

〔二〇四 略〕

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第四十二条第 一項第六号	イ及びロ	イ
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第五十八条第 一項第六号	イ及びロ	イ
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

（退職年金の決定の請求）

第二百二十八条

退職年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者（法第九十二条又は第九十三条に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

〔二〇十一 同上〕

〔二〇四 同上〕

（整理退職の場合の一時金の決定の請求）

第二百二十九条

法第九十二条第一項に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

〔二〇六 同上〕

〔二〇三 同上〕

（遺族に対する一時金の決定の請求）

第二百三十条

法第九十三条第一項に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

〔二〇五 同上〕

〔二〇四 同上〕

(公務障害年金の決定の請求)

第百三十九条 公務障害年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする

者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号

〔二〇十二 略〕

〔二〇四 略〕

(公務遺族年金の決定の請求)

第百四十七条 公務遺族年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする

者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

〔二〇十二 略〕

〔二〇四 略〕

(船員組合員証等)

第百七十六条 船員組合員の資格を取得した者は、第九十三条の規定にかかわらず、次に掲げる

事項を記載した船員組合員資格取得届書を、所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。ただし、船員組合員となつた者が、法第七十四条第二項各号のいずれかに該当する

ときは第一号に規定する基礎年金番号を当該船員組合員資格取得届書に記載することを要しないものとする。

〔二〇四 略〕

〔二〇三 略〕

附 則

(旧職域加算退職給付の決定の請求)

第十三条 旧職域加算退職給付(平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地

共済法による職域加算額(以下「改正前地共済法による職域加算額」という。)のうち退職を給付事由とするものをいう。以下同じ。)について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を

記載した請求書を組合(指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条

から附則第十六条まで、附則第十七条第一項、附則第十八条から附則第二十条まで、附則第二十一条第一項、附則第二十二

条から附則第二十九条まで、附則第三十条第一項、附則第三十一条第一項、附則第三十二条、附則第三十三条第一項、附則第三十四条第一項、附則第三十五条

第一項及び附則第三十七条において同じ。)に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号

〔二〇六 略〕

〔二〇三 略〕

(公務障害年金の決定の請求)

第百三十九条 〔同上〕

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

〔二〇十二 同上〕

〔二〇四 同上〕

(公務遺族年金の決定の請求)

第百四十七条 〔同上〕

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

〔二〇十二 同上〕

〔二〇四 同上〕

(船員組合員証等)

第百七十六条 船員組合員の資格を取得した者は、第九十三条の規定にかかわらず、次に掲げる

事項を記載した船員組合員資格取得届書を、所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。ただし、組合が地方公共団体情報システム機構から個人番号の提供を受けることが

できるときは第一号に規定する個人番号を、船員組合員となつた者が、法第七十四条第二項各号のいずれかに該当するときは第一号に規定する基礎年金番号を、それぞれ当該船員組合員資格取得届書に記載することを要しないものとする。

〔二〇四 同上〕

〔二〇三 同上〕

附 則

(旧職域加算退職給付の決定の請求)

第十三条 〔同上〕

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

〔二〇六 同上〕

〔二〇三 同上〕

〔二〇三 同上〕

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

〔二〇六 同上〕

〔二〇三 同上〕

(旧職域加算障害給付の決定の請求) 第十四条 旧職域加算障害給付(改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。以下同じ。)について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。 一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号 〔二〇九 略〕 〔二・三 略〕 (旧職域加算遺族給付の決定の請求) 第十八条 旧職域加算遺族給付(改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。以下同じ。)について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。 一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係 〔二〇八 略〕 〔二・三 略〕	
(旧職域加算障害給付の決定の請求) 第十四条 〔同上〕 一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号 〔二〇九 同上〕 〔二・三 同上〕 (旧職域加算遺族給付の決定の請求) 第十八条 〔同上〕 一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係 〔二〇八 同上〕 〔二・三 同上〕	

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。
この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。